

事前に【電話予約】をお願いします

9月16日から集団検診が始まります

今年度は完全予約制となるため、まだ予約をしていない人は、下記までお早めにご連絡ください。

※集団検診受診録は、郵送または地区の保健協力員から配布しましたが、しばらく健診を受けていない人には受診録が届かない場合があります。その際は、お問い合わせください。

■電話予約について

希望の日程（①から選択）と時間（②から選択）をお伝えください。

①希望日 9月16日☎～30日☎
（土日祝日は除く、ただし9月26日は実施）

②希望時間（①～⑨から選択）

【午前の部】

- ① 7:30～8:00 ② 8:00～8:30
- ③ 8:30～9:00 ④ 9:00～9:30
- ⑤ 9:30～10:00 ⑥ 10:00～10:30
- ⑦ 10:30～11:00（⑦は大腸がん検診のみ）

【午後の部】

- ⑧ 13:15～13:45 ⑨ 13:45～14:30

※胃がん検診を受ける人は午前の部から選んでください。胃がん検診を受けない人は、待ち時間の少ない午後の部がおすすめです。

【予約期間】9月11日☎まで

【電話予約先】健康福祉課 健康増進係

☎ 582-1133（8:30～17:15）

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■胃がん検診を受ける人へ

当日、バス車内は男女混合で使用します。できるだけ着替えてよい服装（ボタンや金具などが付いていないもの）でお越しください。

★当日はホールボディカウンターによる内部被ばく検査も行います。（午前のみ）希望者はぜひお立ち寄りください。

当日、食事をしない場合、糖尿病の薬は内服しないでください。心臓病・高血圧の薬は少量の水で内服してください。その他の薬については主治医にご確認ください。

服薬について



～皆さんへのお願い～

- 1、お越しになる際、マスク着用のご協力をお願いします。
- 2、新型コロナウイルス感染症対策のため、当日は受付時に検温をさせていただきます。
- 3、当日は時間厳守で受付にお越しください。（早めにお越しになった場合の待機場所は原則ありません。自家用車で早めに到着した人は、予約時間まで車内でお待ちください。）

☎健康福祉課 健康増進係

☎ 582-1133

狩猟免許試験講習会

狩猟免許試験を受ける人を対象に、初心者講習会を開催します。

■狩猟免許種別 わな猟

■日程 10月15日☎

■場所 福島県青少年会館

■受講料 4,000円

■受付期間

9月10日☎から10月9日☎まで（定数に達すれば受付終了）

■申し込み・問い合わせ

福島県猟友会（福島市渡利字七社宮102-1）に電話予約（☎ 523-0053）してください。

★町は、講習会や試験の費用を一部助成しています。詳しくは産業振興課 有害鳥獣対策係（☎ 582-2126）まで。

桃の産地を守ろう！ モモせん孔細菌病防除

大きな被害が出ている「モモせん孔細菌病」から桃を守るため、秋季防除を実施します。期間中は作業車両に気を付けて通行してください。

来年の桃生産に向けた大切な作業となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

■散布日

9月10日～15日（1回目）

9月20日～25日（2回目）

10月10日～15日（3回目）

■場所

- ・伊達崎地区（舘沢～下郡14地区、北沢～前屋敷）
- ・桑折地区（砂子沢全域）

☎産業振興課 農林振興係

☎ 582-2126

広報こおり お知らせ版

令和2年
9月2日

編集・発行
桑折町総合政策課

内 容

- ・9月16日から集団検診が始まります
- ・桃の産地を守ろう！
- ・モモせん孔細菌病防除
- ・狩猟免許試験講習会
- ・会計年度任用職員募集
- ・保育士・代替支援員募集！
- ・町税滞納をなくすために
- ・企画展「伊達氏の城」
- ・農業委員会だより
- ・里親入門講座
- ・フルタイム・パートタイム職員募集
- ・こおり未来会議
- ・財務省からのお知らせ
- ・新型コロナウイルス感染症対策だより

農業委員会だより

◆農業経営基盤強化促進法による 利用権設定を受け付け中です！

農業委員会では、12月1日から開始される農地の貸し借りの申請を受け付けています。本来、農地の貸し借りを行う場合には農地法の許可が必要ですが、利用権設定では農地法の許可が不要になり、簡単な手続きで農地の貸し借りができます。また、小作権の移動が伴わないため、契約期間が終了すれば離作料を払うことなく、農地の権利は所有者に戻ります。なお、期間が終了しても再度、申出書を提出することによって継続して農地の貸し借りができます。

■貸主（出し手）の要件

- ・町内の市街化区域外に農地を所有している人

■借主（受け手）の要件

- ・年間150日以上農業に従事している人
- ・現在耕作している面積と利用権設定を受ける農地を含め、3,000㎡以上の農地を耕作している人
- ・農業者年金（経営移譲年金）受給者の農地を借り受ける場合は、①または②に該当する人

①農地所有適格法人

- ②60歳未満で、国民年金1号加入者、耕作面積5,000㎡以上、利用権設定を受ける期間が10年間可能な人

※①および②以外の方が借り受けると、貸主の経営移譲年金が支給停止となります。

■提出について 10月1日困までに貸主（出し手）および借主（受け手）双方から、「利用権設定申出書」を提出していただきます。

◎申出書用紙は、役場本庁舎2階の農業委員会事務局（産業振興課内）にあります。

※原則、経営移譲年金受給者が農地を第三者に貸した場合、年金が支給停止となります。やむを得ない事情がある場合は、下記へお問い合わせください。

☎農業委員事務局 ☎ 582-2126

里親入門講座

講話や体験談を通して、里親制度について理解を深めます。興味のある人はご参加ください。

■日時・場所

- ① 10月15日困 10:00～11:30
くにみ観月台文化センター
- ② 10月22日困 10:00～11:30
福島市市民会館

■対象者 子育て支援や里親制度、児童の福祉に関心のある人 各会場定員20人

■内容 講義「里親ってどんな親？里親制度を学ぼう」、里親体験談

☎福島中央児童相談所 ☎ 534-5101

参加無料
事前申込

町税滞納をなくすために

■納税が困難な人は、早めに「納税相談」を

病気や失業などやむを得ない理由で納期限内に納税が困難な人は、ご連絡のうえ来庁してください。来庁の際は、収入や支出の分かる書類と印鑑を持参してください。生活状況や収支状況から完納に向けての納税計画の相談に応じていきます。

■「滞納処分」について

徴税吏員（町税務住民課職員）には、滞納者の個人情報や差押えなどの滞納処分を行う権限が与えられています。この権限は、裁判所などの許可状を必要としません。

町からの督促状や催告書などの文書による再三の催告にもかかわらず納付や納税相談がないときには、財産調査（動産や不動産、預貯金、給与など）を行い、法律に基づき、財産がある場合はその財産を差し押さえて、未納の町税や延滞金に充てます。

■延滞金について

町税を滞納した場合、納期限までに納めた人との公平性を保つため、本来納めるべき税額のほかに、延滞金を納付していただくことになります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算され、その算定額が1,000円以上になった場合、延滞金として賦課されます。

例）令和2年1月1日から令和2年12月31日までの延滞金の割合

納期限の翌日から1か月経過する日まで年2.6%
その後納付の日まで年8.9%

☎税務住民課 収納係 ☎ 582-2114

企画展『伊達氏の城』

種徳美術館では、国指定史跡「桑折西山城跡」や城主伊達氏に関連する貴重な資料を展示します。県内外の資料館などの所蔵品も展示されますので、ぜひ種徳美術館をご覧ください。

■展示期間 9月15日☎～12月13日☎

9:00～17:00（最終受付16:30）

■展示内容

【第1章】伊達氏のあけぼの…下万正寺遺跡や県重要文化財の大榎遺跡出土品など

【第2章】伊達氏の城…桑折西山城跡や梁川城跡、福島城跡、山形県の舘山城跡出土品、宮城県仙台城や白石城関連資料など

【第3章】中根家所蔵城絵図（写真）…大分市の中根家で所蔵の奥州桑折之図や梁川古城図、奥州福島之図など

■休館日 月曜日・祝日の翌日
（月曜が祝日の場合はその翌日）

■入館料 大人200円、高校生100円
小中学生50円

☎桑折町文化記念館 ☎ 582-5507

詳細はこちら



フルタイム・パートタイム職員募集（会計年度任用職員）

■職種および採用予定人員、資格など

勤務地	職 種	人員	勤務時間など	資 格
醸芳 保育所	フルタイム 会計年度 任用職員	保育士 3人	7:30～19:00の間の7時間45分… 週5日・土曜日有・6か月雇用 ※月給166,700円	保育士または幼・小・養護い ずれかの教諭資格を有する者。
醸芳幼稚園預かり保育室 各放課後児童館 児童クラブ	パートタイ ム会計年度 任用職員	— (職員が休む時にその職員の 代わりに仕事をしてもらう)	【平日】13:30～19:00の間の 3～5.5時間程度 【長期休業期間中（夏休みなど）】 7:30～19:00の間の5時間程度… 土曜日有 (勤務時間帯・勤務時間数・場所変則) ※資格有 時給1,024円 資格無 時給 945円 ※指定する日に勤務可能な場合、依 頼する（登録制）。	健康で児童の保育に意欲のあ る者。なお、社会福祉士・保 育士、幼・小・中・高いずれ かの教諭資格を有する者また は放課後児童支援員 認定資格を有する者 であればなお可。 

■提出書類および申し込み受付 ★随時受付します

下記書類を、こども教育課（役場2階西側教育委員会）へ提出してください。（郵送でも可）

- ①指定の履歴書（こども教育課で配布する他、ホームページからダウンロードできます。）
- ②資格を証する書類（免許状や保育士証などのコピー）

■試験方法

【保育士】一次：書類審査、二次：口述試験（個別面接）

【代替支援員】一次：書類審査

■一次試験の可否発表、二次試験の日時など

後日、本人宛てに通知します。

■採用について

- (1) 採用決定者は、令和2年10月1日以降から雇用
- (2) 給料は、行政職給料表に基づき支給します。
- (3) 一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当などを支給します。
- (4) 保育士：健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。

◎保育業務を参観したい場合は、下記へ連絡ください。

■郵送先・問い合わせ 〒969-1692

桑折町字東大隅18番地 桑折町教育委員会内
こども教育課 幼児教育係 電話・FAX 582-2403

財務省からのお知らせ

◆多重債務相談を受け付けています

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの人からの相談に応じています。借金の状況を聞き、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎます。お気軽にご相談ください。

相談無料・秘密厳守

■相談窓口 財務省 福島財務事務所 理財課
(福島市松木町13-2)

■受付時間 8:30～12:00、13:00～16:30
月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

☎多重債務者相談窓口専用 ☎533-0064

◆自然災害の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

台風19号によって被害を受けた人が「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することで、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

※債務の免除などには、一定の要件を満たすことや借入先の同意が必要です。

詳しくは、ローン借入先の金融機関などにお問い合わせください。

こおり未来会議

町では、令和4年度から10年後までのまちづくりに向けて、新たな「桑折町総合計画」の策定を始めました。この計画を皆さんと一緒に進めるため、「こおり未来会議」を開催します。将来のまちづくりについて、一緒に考えてみませんか？

■日時 9月～10月の土曜日（計2回）
14:00～16:00

※詳細は参加者に個別に通知します。

■場所 「イコーゼ！」

■内容 参加者同士で、「10年後の桑折町がどのようになっているか？」「より良い町になるために何が必要か？」などについて話し合います。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法などを変更する場合があります。

■応募資格 町内在住の16歳から40代の人

■応募方法 9月18日金までに、申込書を記入し、Eメール（seisaku@town.koori.fukushima.jp）・郵送・FAX・持参のいずれかで提出してください。

■応募先・問い合わせ

〒969-1692 桑折町字東大隅18番地
桑折町役場 総合政策課 政策推進係
☎582-2115 FAX 582-1028



申込書は
こちら

新型コロナウイルス感染症対策だより

町長メッセージ

町民の皆さま、事業者の皆さまへ

町民の皆さまには、お盆や夏休みの移動についてより一層の慎重な行動を、また、事業者の皆さまには、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策に努めていただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染者数については、連日、全国で多くの感染が確認され、本県でも多くのクラスターが発生するなど、今後、さらなる感染拡大が懸念される状況が続いています。こうした状況を踏まえ、引き続き「新しい生活様式」の実践をお願いすると共に、感染が拡大している地域への移動については、改めて必要性を慎重に判断いただき、自分自身の身を守る行動をお願いします。また、感染が拡大している地域から移動してきた人と一緒に過ごす場合には、マスクの着用や換気の徹底などの基本的感染対策を行い、発熱などの不調を感じた場合には外出せず、速や

かに帰国者・接触者相談センターに連絡していただくようお願いいたします。事業者の皆さまには、今後とも社会活動・経済活動を維持・再生していく上で、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。

最後に、本町としましては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済の両立に向け、しっかりと町政運営を進めてまいります。皆さまにおかれましては、感染者への誹謗中傷や医療従事者などに対する偏見や差別をされないよう切にお願いすると共に、引き続きご自身と大切な人の健康と命を守るため、町の対応方針「COVID-19 アクションポリシー」に基づき、感染対策の徹底をお願い申し上げます。

令和2年8月31日

桑折町長 高橋 宣博

町の対応方針「COVID-19 アクションポリシー」 ～ 感染予防も社会経済活動も積極的に ～

8月31日改正

■感染拡大防止に向けた重点的な取り組み

7月以降の県内の新規感染者の多くは、県外との往来による感染や、その濃厚接触者の可能性が高いことから、次の点に特に注意すること。

【感染が拡大している地域に移動する場合】

- ・移動の必要性を慎重に判断すること。
- ・3密や大声を出す場面、会食や宴会などの感染の広がりが見られるような場所への訪問は控えること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後の2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取り組みを行うこと（こうした地域から家族が帰省する場合などを含む）

【日々の暮らしの感染対策】

- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した人などと一緒に過ごす場合は、屋内（家庭）などにおいても、マスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・感染が拡大している地域に移動した、あるいは、こうした地域から家族が帰省した後に、発熱の症状が出るなど体調が悪い場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

■「新しい生活様式」の定着などによる感染対策の徹底

- ・「3つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に回避すること。
- ・感染防止対策（手指消毒、熱中症予防など状況に応じたマスク着用、大声を避ける、十分な換気、人と人との距離の確保など）を徹底する。
- ・「接触確認アプリ COCOA」を活用すること。
- ・発熱または風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。

- ・体調に異常を感じたときは「帰国者・接触者相談センター」に相談すること。

■施設などに対する協力依頼など

- ・全国でクラスターの発生がみられることから、全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」などに基づく、感染防止対策の徹底をすること。
- ・接触確認アプリの利用を従業員や利用者に促すこと。
- ・県のホームページで作成できる「新しい生活様式の実践ポスター」を活用すること。
- ・県は、クラスターなどが発生し感染経路の追跡が困難な場合には、必要により感染法に基づき店舗などの名称を公表することもあります。

■イベントなどの対応について（下表参照）

- ・イベントは、屋内・屋外ともに5,000人以下の参加人数とすること。

【イベント開催にあたる留意事項】

- ・「業種別ガイドライン」に基づき、基本的な感染防止策を徹底すること。
- ・イベントの主催者などは、参加者の名簿を作成して連絡先などを把握しておくこと。また、参加者に接触確認アプリの活用を促すこと。
- ・入場時などに検温を実施し、発熱などの症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。
- ・全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベント主催者は、開催要件などについて県に事前相談すること。

時 期	コンサートなど	展示会など	お祭り・野外フェスなど	
			全国的・広域的	地域の行事
9月30日 まで継続	○ 5,000人または収容定員の50%	○	×	○ 例：盆踊りなど

健康福祉課 健康増進係
☎ 582-1133